

監査委員の報酬に関する規則

制 定 平 2 7 . 3 . 2 5 規 則 2

(趣旨)

第1条 監査委員条例（昭和39年淀川左岸水防事務組合条例第1号。以下「条例」という。）
第3条に規定する監査委員の報酬については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(報酬)

第2条 監査委員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 知識経験を有する者のうちから選任された者 日額35,100円
- (2) 組合の議会の議員のうちから選任された者 日額11,700円

(報酬の支給方法)

第3条 日額による報酬は、当該年度の職務従事日数に応じて支給する。

- 2 前項の職務は、定期監査、例月出納検査、決算審査及び基金運用状況調査及び監査講評とする。
- 3 ただし、前項に定めるもののほか、管理者が認める職務に対し、報酬を支給する。
- 4 日額による報酬を受ける職員が公務のため旅行した場合において、その間に勤務すべき日があるときは、報酬の支給については、その日に勤務したものとみなす。

第4条 報酬の支給日は、当該年度の12月及び3月とする。ただし、特に必要があると管理者が認める場合は、その都度支給する。

- 2 日額による報酬は管理者の定める方法により支給する。

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 監査委員の報酬の額は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、同規則第2条の規定にかかわらず、この規定による額からその100分の1.5に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。